



個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

直近の介護関連ニュース（ダイジェスト版）をお届けします。
今週号は2019（平成31）年3月4日（月）～3月10日（日）までの約1週間です。前週号で掲載できなかったニュースを追補しました。詳細は厚生労働省や各団体のHPなどで確認してください。赤字は重要ニュースです。

■特定技能1号の受入れ準備を促す 福祉人材確保対策室（3月5日）

社会・援護局関係主管課長会議が開かれ、福祉基盤課・福祉人材確保対策室は新たな在留資格の創設などで外国人労働者が増えことを踏まえ、都道府県などに相談事業など受入れ環境の整備を要請した。また総務課は小規模社会福祉法人のネットワーク化と大規模化を促した。

■特定処遇改善加算の要件追加を承認 介護給付費分科会（3月6日）

第169回介護給付費分科会は、厚労省が示した特定処遇改善加算の要件追加案を了承し、平成31年度介護報酬改定をめぐる審議を全て終了した。厚労省は要件などを近くQ&Aにまとめて関係自治体などに通知する。追加要件は以下の通り（注）質疑スタイルに文章を加工しました。

【⇒追加要件】

◇※職場環境等要件について複数取組むということは、具体的にどういうことか？

⇒「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の3つの区分について、それぞれの区分で1つ以上取組んでいること。※平成30年3月22日老健局長通知による

◇ホームページ等で見える化とは、具体的にどう取り組めばよいのか？

⇒①「提供サービスの内容」で特定処遇改善加算の取得状況を報告すること。

②「従業者に関する情報」で賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取組を報告すること。
情報公開制度では介護職員処遇改善に関する具体的な説明がないことから、処遇改善に取組む事業所であることを明確する。

◇「月額8万円」または「役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）」を設定できない小規模で開設したばかり事業所等の取扱いをどうするのか？

⇒①小規模事業所等で加算額全体が少額な場合②職員全体の賃金水準が低いため直ちに1人の賃金を引き上げることが困難な場合③賃金改善を行うとき、これまでの事業所内の階層装・役職やそのための能力・処遇を明確にすることが必要になるため、規定の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合―を基本として判断する考え方で明確化する。

◇「経験・技能のある介護職員」に関する事業所の裁量をどう考えるのか。

⇒「勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、同一法人のみではなく、他法人や医療機関等での経験も通算できる②10年以上の勤続年数を有しないものであっても業務や技術等を勘案して対象にできる」など事業所の裁量を認める。

◇事業所内の配分にあたり、法人単位での対応を可能としたらどうか。

⇒現行の介護処遇改善でも法人が複数の事業所を有する場合等の特例として一括した申請を認めており、新加算にも認める。

■特定技能1号介護 就労時から算定可能 厚労省説明（3月6日）

厚労省は第169回介護給付費分科会で特定技能1号（介護職）の就労と配置基準の算定開始時期について「就労と同時に配置基準に算定できる。ただし、一定期間、他の日本人職員とチームケアに当たるなどのサポートし、ケアの安全性の体制を求める」などと説明した。

(参考) 外国介護人材と算定開始の時期

◇技能実習生（介護）

訪日後研修2カ月・実習6カ月後⇒

◇EPA候補生（インドネシア、フィリピン）

訪日後研修6カ月・就労6カ月後⇒

◇EPA候補生（ベトナム）

訪日後研修2.5カ月・就労6カ月後⇒

（注）技能実習とEPAの日本語能力検定N2取得者は就労開始から算定する。

◇在留資格「介護」

就労時⇒

（注）在留資格「留学」で訪日し、養成校を卒業して原則介護福祉士の資格を取得することが必要。

◇在留資格「留学」

就労時（資格外活動）⇒ただし週28時間が上限。

◇特定技能1号

就労時⇒